行政書士ＡＤＲセンター神奈川調停人養成研修会のご案内

[日時] 平成３０年１０月２０日（土）

　　　　 ＡＭ１０：００～ＰＭ５：００（１０分前までにご参集ください）

[場所] 　 本会大会議室(７２０号室)

[講師]　　　 三澤太雅弁護士（神奈川県弁護士会）

**[内容]　　　相続法と民法改正～今後の相続法改正を見据えて、**

**具体的な事案を解決する力を養う　part II ～**

午前中は座学中心、午後はグループに分かれ事例研究

効果測定も実施予定です。

必ず六法を持参下さい。

[資格]　　　ＡＤＲ手続実施者に登録を希望される方。登録を希望されない方も自由参加できます。

[取得単位] 民法６時間

　　　　　　ＡＤＲ手続実施者に必要な研修時間数については、本会ホームページのトップページから「行政書士ＡＤＲセンター神奈川」をクリックし、規則施行細則のp.4記載の規定をご参照ください。

　　　　　　(<http://adr-gyouseisyoshi.org/download/rule07.pdf>)

[人数]　 　４０名　(定員に達した場合、締め切ります。)

[募集期間] 　平成３０年１０月１５日

[申込方法]　本会のHPの申込か下欄の申込用紙をＦＡＸしてください。

　　　　　　神奈川県行政書士会事務局ＦＡＸ

　　　　　　０４５－６６４－５０２７（担当は、ＡＤＲ運営委員会）

受講申込書

平成３０年１０月２０日（午前・午後）開催のＡＤＲ研修を申し込みます。

平成　　年　　月　　日

支部名　　　　　　　　　　　会員番号

氏名